

議第 7 6 号

呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

（呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正）

第 1 条 呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 5 年呉市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（公費の支払） 第 4 条 呉市は、公職の候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>2 8 円 3 5 銭</u> に当該選挙におけるポスター掲示場（呉市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和 5 7 年呉市条例第 2 号）第 1 条の規定により設置されたポスター掲示場をいう。以下同じ。）の数から 5 0 0 を減じた数を乗じて得た金額に <u>5 8 6 , 9 0 5 円</u> を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は 1 円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスタ	（公費の支払） 第 4 条 呉市は、公職の候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>3 0 円 7 3 銭</u> に当該選挙におけるポスター掲示場（呉市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和 5 7 年呉市条例第 2 号）第 1 条の規定により設置されたポスター掲示場をいう。以下同じ。）の数から 5 0 0 を減じた数を乗じて得た金額に <u>6 0 9 , 6 9 0 円</u> を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は 1 円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスタ

一の作成枚数（当該公職の候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

付 則

1～3 略

4 前項の選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合の第4条の規定の適用については、同条中「28円35銭」とあるのは「541円31銭」と、「数から500を減じた数」とあるのは「数」と、「586, 905円」とあるのは「316, 250円」とする。

一の作成枚数（当該公職の候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

付 則

1～3 略

4 前項の選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合の第4条の規定の適用については、同条中「30円73銭」とあるのは「586円88銭」と、「数から500を減じた数」とあるのは「数」と、「609, 690円」とあるのは「316, 250円」とする。

（呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正）

第2条 呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成20年呉市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（公費の支払） 第4条 呉市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定	（公費の支払） 第4条 呉市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定

めるところにより，当該候補者からの申請に基づき，委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を，第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り，当該ビラ作成業者からの請求に基づき，当該ビラ作成業者に対し支払う。 （公費負担の限度額） 第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は，候補者1人について，<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には，同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。	めるところにより，当該候補者からの申請に基づき，委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を，第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り，当該ビラ作成業者からの請求に基づき，当該ビラ作成業者に対し支払う。 （公費負担の限度額） 第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は，候補者1人について，<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には，同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。
---	---

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し，施行日の前日までにその期日を告示された選挙については，なお従前の例による。

（提案理由）

市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるため，この条例案を提出する。